

会議傍聴報告書

会 議： IASB 会議（2023年1月）

日 時： 2023年1月24日（火）～26日（木）

報 告 者： 企業会計基準委員会 専門研究員 平本 将也

IASB 会議（2023年1月）傍聴報告

日時：2023年1月24日（火）～26日（木）

スケジュール：別紙参照

2023年1月24日～26日に、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）のボード会議が開催された。1月のIASBボード会議では、次の項目が議論された。

- 企業結合 — 開示、のれん及び減損
- 持分法
- 開示に関する取組み—公的説明責任のない子会社：開示
- 基本財務諸表
- タクソノミ・アップデート
- 維持管理及び一貫した適用

【1月24日（火）】

企業結合 — 開示、のれん及び減損

（背景）

IASBはIFRS第3号「企業結合」（以下「IFRS第3号」という。）の適用後レビューの結果に対応するプロジェクト（以下、本項目において「本プロジェクト」という。）を進めており、ディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」に寄せられたフィードバックへの対応について、2021年9月のIASBボード会議で見直された計画に従って再審議が行われている。これまでにIASBは、2022年9月のIASBボード会議で企業結合に関する追加の情報開示について暫定的に決定した。また、2022年11月のIASBボード会議でIASBの予備的見解であった減損のみのアプローチを維持すべきか、それとものれんの償却の再導入を検討すべきか、のいずれとするかに関して、予備的見解を維持することを暫定的に決定した。

2022年12月のIASBボード会議においては、本プロジェクトを基準設定の作業計画に追加することを暫定的に決定し、今後の会議で、IASBは次のことに関して決定を行う予定としていた。

- a. 企業結合に関する開示要求の詳細
- b. のれんを含んだ資金生成単位についてのIAS第36号「資産の減損」における減損テストの有効性の改善及び適用の簡素化についての予備的見解

（今回の会議における主な論点）

IASBは、本プロジェクトについて、特に次のことについて議論した。

- 開示要求の免除
- 企業結合から期待されるシナジーに関連した開示

（主な暫定決定事項）

開示要求の免除

IASBは2022年9月に、特定の状況で企業結合に関する一部の情報の開示の免除を提案することを暫定的に決定した。

2023年1月の会議で、IASBはこの提案された免除を使用する際に企業が適用すべき原則を提案することを暫定的に決定した。当該原則を適用する企業は、特定の情報項目の開示に免除を使用することが認められるが、それが認められるのは、当該情報

項目を開示することが企業結合に関しての企業の目的のいずれかを著しく損なうと予想し得る場合である。

企業がこの免除を適用するのに役立てるため、IASB は適用指針を提案することを暫定的に決定した。この適用指針は、企業に次のことを要求するものとなる。

- a. 免除が適用されるかどうかを決定するにあたり、当該情報を開示することの影響及び当該情報の入手可能性を含む諸要因を考慮する。
- b. 開示要求の目的を依然として満たしながら懸念を解消するために十分に集約されたレベルで情報を開示することが可能であるかどうかを検討する。
- c. 企業が免除を適用した各情報項目について、免除を適用した旨及び当該情報項目に免除を適用した理由を開示する。
- d. 各報告期間において、ある情報項目への免除の適用が依然として適切であるかどうかを見直す。免除を適用することが適切ではなくなっている場合には、企業は過去に免除された情報項目を開示することを要求される。企業は、免除がなければ企業結合の事後の業績に関する情報の開示を要求されるはずの期間にわたり、その見直しを実施することを要求される。

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. その後の期間における企業結合の実際の業績が、当該企業結合についての企業の目標を満たしたかどうかについての定性的な記述を開示することを企業に要求する。
- b. その定性的な記述に、今回の会議で合意した免除を企業が適用することを認める。

期待されるシナジー

IASB は 2022 年 9 月に、企業結合が行われた報告期間において企業結合から期待されるシナジーに関する定量的情報を企業が開示するという要求を IFRS 第 3 号に追加する提案をすることを暫定的に決定した。

2023 年 1 月の会議で、IASB は企業に次の要求をすることを暫定的に決定した。

- a. 期待されるシナジーに関する定量的情報をカテゴリー別に開示する（例えば、収益シナジーの合計額、コストシナジーの合計額及び他の種類のシナジーのそれぞれについての合計額）。
- b. カテゴリー別の合計額の開示が免除の要件を満たすケースについて、全カテゴ

リーについての合計額としての開示が、カテゴリ別の合計額に免除を適用する理由を解消し得るかどうかを検討し、解消し得る場合には、全カテゴリの合計額を開示する。

- c. 期待されるシナジーの各カテゴリを明示することによってシナジーを記述する。
- d. シナジーから期待される便益が、いつ開始すると見込まれるのか及びどれだけの期間にわたり続くのかを開示する。この開示は、シナジーが有限と見込まれるのか期限不確定と見込まれるのかを識別することを企業に要求することとなる。

（今後の予定）

IASB は次のことを含む事項に関して暫定的な決定を行う。

- a. 企業結合についての開示要求のパッケージの他の側面の明確化
- b. IAS 第 36 号「資産の減損」における減損テストの適用の簡素化
- c. のれんを含んでいる資金生成単位の減損テストの有効性の改善

IASB は、本プロジェクトのすべての側面についての暫定的な決定を行った時点で、全体としてのパッケージがプロジェクト目的に合致するかどうか及び提案を示した公開草案を公表すべきかどうかを検討する。

持分法

（背景）

IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（以下「IAS 第 28 号」という。）における持分法会計について適用上の疑問点が聞かれていることから、IASB は 2020 年 10 月の IASB ボード会議において、適用上の疑問点を識別し、どの問題に対処するのかを決定すること、IAS 第 28 号の基礎となる諸原則を識別し説明することによって、これらの適用上の疑問点に対処することを決定した。2021 年 10 月の IASB ボード会議において、持分法プロジェクトで今後検討する適用上の疑問点のリストが提示され、2022 年 4 月の IASB ボード会議より、IASB は、各適用上の疑問点についての議論を開始した。

2022 年 9 月の IASB ボード会議より、IASB は、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」（以下「IFRS 第 10 号」という。）及び IAS 第 28 号の要求事項を適用して、投資者が関連

会社への子会社の売却から生じる利得及び損失をどのように認識すべきであるかという適用上の疑問点についての議論を開始した。同疑問点では、IFRS 第10号の観点では利得及び損失が全額認識される一方、IAS 第28号の観点では利得及び損失は関連のない投資者の持分の範囲内に制限されるとし、不整合が生じているとしている。同会議では、この適用上の疑問点への回答として、持分法における消去仕訳の目的を状況に応じて使い分ける可能性を識別して、次の4つの代替案が提示された。

- a. IFRS 第10号の要求事項のみを適用する案
- b. IFRS 第10号における支配の喪失の要求事項とIAS 第28号の消去仕訳の要求事項をオーバーレイさせる案
- c. 通常のアウトプットかどうかによりIFRS 第10号を適用する案
- d. 取引に事業が含まれる場合はIFRS 第10号を適用し、取引に資産が含まれる場合はIAS 第28号を適用する案

（今回の会議における主な論点）

IASB は、投資者が関連会社への子会社の売却から生じる利得及び損失をどのように認識すべきであるかという適用上の疑問点への回答の4つの代替案について引き続き議論した。

（主な暫定決定事項）

IASB は何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASB はスタッフに、アジェンダ・ペーパーで議論した適用上の疑問への回答の代替案のうち2つを引き続き検討し、検討のための意思決定資料を作成するよう依頼した。

開示に関する取組み — 公的説明責任のない子会社：開示

（背景）

IASB は、2021年7月に公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」（以下、本項目において「公開草案」という。）を、2022年1月をコメント期限として公表した。公開草案は、要件を満たす子会社が開示要求を削減した形でIFRS 会計基準を適用することを認める新しいIFRS 会計基準書を提案している。その後、基準書案における

適用範囲については、2022年5月のIASBボード会議で公開草案の提案を維持することが暫定的に決定されており、その他の提案について再審議を継続している。

（今回の会議における主な論点）

IASBは、新しいIFRS会計基準書（新基準書）を開発するための公開草案における提案について引き続き再審議した。

（主な暫定決定事項）

経過的事項 — IFRS第1号と新基準書との相互関係

IASBは、次のものを新基準書に含める提案を進めることを暫定的に決定した。

- a. IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」（以下「IFRS第1号」という。）についての削減した開示要求
- b. IFRS第1号と新基準書との関係の説明（公開草案の第12項から第14項に示している。）

経過的事項 — 会計方針の変更

IASBは、新基準書において、適格な子会社のうち、(i)新基準書を適用することを選択するもの、(ii)新基準書を適用する選択を取り消すもの、又は(iii)新基準書を適用する要件を満たさなくなったものは、次のようにする旨を明確化することを暫定的に決定した。

- a. 会計方針の変更に関するIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の要求事項を適用しない。
- b. 表示する最も古い期間の期首現在の第3の財政状態計算書（すなわち、第2の比較財政状態計算書）を表示することを要求されない。

新基準書の維持管理

IASBは、新規の会計基準書又は修正会計基準書の公開草案を公表すると同時に、新基準書の修正を検討するという提案を確認した。

（今後の予定）

IASBは公開草案に対するフィードバックについて引き続き議論する。

【1月25日（水）】

基本財務諸表

（1月25日（水）及び1月26日（木）に分けて実施）

（背景）

IASBは、「基本財務諸表プロジェクト」（以下、本項目において「本プロジェクト」という。）及びより幅広い「財務報告におけるコミュニケーションの改善」に関する作業の一環として、2019年12月に公開草案「全般的な表示及び開示」（以下、本項目において「公開草案」という。）を、2020年9月をコメント期限として公表した。公開草案が最終確定される場合には、IAS第1号「財務諸表の表示」を置き換えることになる。

2021年3月から公開草案における提案の再審議が開始されており、主に次の公開草案からの修正が暫定的に決定されている。

純損益計算書における小計及び区分

- a. 財務区分における収益及び費用の分類方法の変更を行い、「資金調達のみを伴う取引から生じる負債からのすべての収益及び費用」並びに「他の負債からの特定の収益及び費用」を財務区分に分類する。
- b. 持分法で会計処理される関連会社及び共同支配企業から生じる収益及び費用を投資区分へ分類する。

経営者業績指標（MPM）

- c. 財務諸表の外での一般とのコミュニケーションに含まれる収益及び費用の小計は、企業の財務業績の一側面についての経営者の見方を表しているという反証可能な推定を設ける。
- d. 調整項目の税効果の簡便な計算方法を定める。

性質別営業費用の開示

- e. 費用機能法を用いてすべての性質別営業費用の注記を具体的に開示することを求める提案を撤回し、純損益計算書の各科目に含まれている減価償却費、償却費及び従業員給付費の内訳の開示を要求する。

通例でない収益及び費用

- f. 定義及び開示要求事項を設ける提案を撤回する。

2022年9月から12月において、IASBは、前記のうちb.以外の暫定決定を中心に、

的を絞ったアウトリーチを実施した。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、的を絞ったアウトリーチからのフィードバック及び今後の予定について議論した。また、IASB は公開草案における以下に関する提案についても再審議した。

- 分解に関する全般的な要求事項
- その他の包括利益
- キャッシュ・フロー計算書 — 受取利息及び特定の主要な事業活動を有する企業のための分類

（主な暫定決定事項）

的を絞ったフィードバック及び今後のステップ

IASB は、公開草案の再審議の間の暫定的な決定に関しての最近の的を絞ったアウトリーチからのフィードバックについて議論した。

フィードバックの結果として、IASB は再審議の計画に 4 つのトピックを追加することを決定した。

- a. 持分法で会計処理する関連会社及び共同支配企業から生じる収益及び費用の分類に関しての決定を再確認すべきかどうか
- b. オフバランス項目から生じる収益及び費用の分類について適用指針を開発すべきかどうか
- c. サブリースが主要な事業活動である場合に、リース負債に係る金利費用を営業利益に含めることについてのガイダンスを開発すべきかどうか
- d. 経営者業績指標の定義において提案している反証可能な推定について追加の適用指針を開発すべきかどうか

全般的な分解の要求事項 — 具体的な表示及び開示の要求事項との関係

IASB は、本プロジェクトに関する将来の決定に対して一貫したアプローチを適用するのに役立つために、具体的な要求事項と全般的な要求事項の使用のバランスをどのようにとるのかについて議論した。

IASB は何も決定を求められなかった。

重要性がある情報を分解するという全般的な要求 — 具体的な開示要求に関する

IASBの暫定的な決定の影響

IASBは、重要性がある情報を分解するという全般的な要求に対する免除を追加することを暫定的に決定した。この免除は、純損益計算書において機能別の科目に含めた営業費用の性質に関する情報に適用される。営業費用に関してのIFRS会計基準の具体的な開示要求は依然として適用される。IASBは今後のペーパーにおいて、免除を拡張して、こうした要求されている具体的な性質別の費用をそれらが含まれている機能別の科目に分解することを対象とするようにすべきかを検討する。

IASBは、この免除にコストの閾値を含めないことも暫定的に決定した。

全般的な分解の要求事項 — 追加の論点

IASBは、次のことを暫定的に決定した。

- a. 企業に次のように要求することを明確化する。
 - i. 分解した金額を、財務諸表利用者に誤解を与えない明瞭かつ理解可能な方法で記述する。
 - ii. 使用した用語の意味及び分解に適用した方法に関して透明性を図る。
- b. 企業が財務業績の計算書及び財政状態計算書において表示する科目は、IFRS会計基準に従って認識され測定されるという要求を追加する。
- c. 企業が財務諸表注記において収益及び費用をIFRS会計基準に従って認識又は測定がされていない内訳に分解することを禁止しない。
- d. 「その他」の名称に関しての公開草案の提案を拡張して、この名称は情報量のより多い名称を見出せない場合にのみ使用することを企業に要求するようにする。企業が情報量のより多い名称を見出せない場合、
 - i. さまざまな重要性がある項目の集約について、IASBは、「その他」の金額の項目の種類に関してできるだけ正確な名称（例えば、「その他の営業費用」や「その他の財務費用」）を使用することを企業に要求する。
 - ii. さまざまな重要性がない項目の集約について、IASBは、集約した金額が何を含んでいるのかを財務諸表利用者が疑問に思う可能性があるほど十分に大きいかどうかを検討することを企業に要求する。十分に大きい場合には、当該金額に関する追加の情報は重要性があり、したがって企業によって提供されることとなる。
- e. d. ii. に記述している金額に関しての重要性がある情報の例として、次のものを

含める。

- i. 重要性がある項目が当該金額に含まれていない旨の説明
- ii. 当該金額がいくつかの関連のない重要性がない項目で構成されている旨の説明（最も大きい項目の性質及び金額を明示）

その他の包括利益

IASB は、その他の包括利益の 2 つの区分の名称を次のように改めるという提案を撤回することを暫定的に決定した。

- a. 永久に純損益の外で報告される再測定
- b. 将来において特定の条件が満たされた時に純損益に含められることとなる収益及び費用

キャッシュ・フロー計算書 — 受取利息及び特定の主要な事業活動を有する企業のための分類

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- a. 特定の主要な事業活動を有していない企業には、キャッシュ・フロー計算書において受取利息を「投資活動から生じたキャッシュ・フロー」に分類することを要求するという公開草案の提案を確認する。
- b. 特定の主要な事業活動を有する企業には、いくつかのキャッシュ・フローをキャッシュ・フロー計算書の単一の区分（すなわち、営業活動、投資活動又は財務活動のいずれかから生じたキャッシュ・フロー）に分類することを要求するという公開草案の提案を確認する。これらのキャッシュ・フローは次のものである。
 - i. 受取配当（持分法で会計処理する関連会社及び共同支配企業から受け取った配当を除く。）
 - ii. 支払利息
 - iii. 受取利息

(今後の予定)

IASB は本プロジェクトの提案を引き続き再審議する。

タクソノミ・アップデート

（背景）

IASBは、新しいIFRS会計基準や既存のIFRS会計基準の修正を発行する際、表示及び開示の要求事項の新規又は修正を反映するためにIFRS会計タクソノミのアップデートも行っている。2022年11月、IASBは次の会計基準の修正に対応するIFRS会計タクソノミ・アップデート案を公表した（コメント期限2022年12月）。

- 「セール・アンド・リースバックにおけるリース負債」（IFRS第16号「リース」を修正した）（2022年9月公表）
- 「特約条項付の非流動負債」（IAS第1号「財務諸表の表示」を修正した）（2022年10月公表）

（今回の会議における主な論点）

IASBは、次のことを検討した。

- 以下についてのIFRSタクソノミ・アップデート案に対するフィードバック
 - 「セール・アンド・リースバックにおけるリース負債」（IFRS第16号「リース」を修正した。）
 - 「特約条項付の非流動負債」（IAS第1号「財務諸表の表示」を修正した。）
- IFRSタクソノミ・アップデートを最終確定するための次のステップ

（主な暫定決定事項）

IASBは何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASBは、書面投票のプロセスを開始し、「IFRS会計タクソノミ2022 — アップデート2『セール・アンド・リースバックにおけるリース負債』及び『特約条項付の非流動負債』」を2023年第1四半期に公表する予定である。

維持管理及び一貫した適用

サプライヤー・ファイナンス契約

（背景）

IASBは2021年11月に公開草案「サプライヤー・ファイナンス契約（IAS第7号及びIFRS第7号の修正案）」（以下、本項目において「公開草案」という。）（コメント期限2022年3月）を公表した。公開草案は、サプライヤー・ファイナンス契約に適用されるIFRS会計基準の要求事項を補完するために、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」（以下「IAS第7号」という。）及びIFRS第7号「金融商品：開示」（以下「IFRS第7号」という。）を修正し、注記において追加的な情報を開示することを企業に要求することを提案するものである。

（今回の会議における主な論点）

IASBは、企業のサプライヤー・ファイナンス契約に関する開示要求を追加することとなるIAS第7号及びIFRS第7号の修正案の発効日及び経過措置について議論した。

IASBは、この修正の発効日及び経過措置に関する決定を延期した。IASBはこのトピックに対するフィードバックについての追加的な分析を検討した後に当該決定を行う。

（今後の予定）

IASBは、このトピックについて次回の会議で議論する予定である。

IFRIC Update

IASBは、2022年11月のIFRS-IC会議についてのアップデートを受けた。この会議の詳細は2022年11月のIFRIC Updateで公表された。

IASBは何も決定を求められなかった。

以 上

別紙 スケジュール

1月24日（火）

時間（予定）	アジェンダ項目
9:30-11:00	企業結合 ― 開示、のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18） （予定 90 分→112 分）
11:00-11:15	休憩
11:15-12:30	持分法（アジェンダ・ペーパー13） （予定 75 分→61 分）
12:30-13:30	休憩
13:30-15:30	開示に関する取組み―公的説明責任のない子会社：開示（アジェンダ・ペーパー13） （予定 120 分→77 分）

1月25日（水）

時間（予定）	アジェンダ項目
11:30-13:00	基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21A, 21E） （予定 90 分→114 分）
13:00-14:00	休憩
14:00-14:45	基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21B） （予定 45 分→50 分）
14:45-15:00	タクソノミ・アップデート（アジェンダ・ペーパー25） （予定 15 分→25 分）
15:00-15:30	維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12） （予定 30 分→43 分）

1月26日（木）

時間（予定）	アジェンダ項目
11:30-12:30	基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21C） （予定 60 分→49 分）
12:30-13:30	休憩
13:30-15:30	基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21D, 21F） （予定 120 分→145 分）

以上